素材	白銅及び銅
品位	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五
量目	四・八グラム
形式	 
直径	二十二・六ミリメートル

素材	白銅及び銅
品位	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五
量目	四・八グラム
形式	 
直径	二十二・六ミリメートル

別表第四第五号中「別表第一第十三号」を「別表第一第十四号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一第十一号及び第三十六号」を「別表第一第十二号及び第三十七号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○厚生労働省告示第三百九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分に残留するドキシサイクリンの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、しろうり、まくわうり、しょうが、マッシュルーム、マルメロ、びわ、あんず、すもも、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、コーヒー豆、カカオ豆、その他のハーブ、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するフェンピロキシメートの量の限度並びに牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する